

横浜港環境衛生月間の実施について

横浜港保健衛生管理運営協議会では、横浜港において感染症等の国内への侵入やまん延の防止と保健衛生を向上させるための取組を行っています。

このたび、令和3年7月を「横浜港環境衛生月間」と定めて取組の強化を行いますので、横浜港をご利用の皆様にはご協力をお願いします。

【実施期間】

令和3年7月1日から31日までの1か月間

【主な取組】

- 横浜港の清掃活動を行います。
- 蚊の発生源対策を行います。（水たまりの除去等）
- 蚊やねずみ等の生息調査を行います。

【横浜港を利用する皆様へのお願い】

○港をきれいにしましょう。

- ・ゴミのポイ捨てはやめましょう。
- ・定期的に清掃を行いましょう。

○蚊の発生源対策（環境整備）を行いましょう。

- ・雨水等がたまりやすい空き缶、容器、古タイヤ等の不用物は除去しましょう。
- ・船や港で利用している古タイヤ等に穴をあけて雨水がたまらないようにしましょう。
- ・利用しているビニールシートや容器等に雨水がたまらないよう点検しましょう。
- ・側溝等で流れの滞留となっているゴミ等を除去しましょう。
- ・蚊族の休息する場となる雑草等を減らしましょう。

○ねずみ対策（環境整備）を行いましょう。

- ・巣となりうる廃材等の撤去や草刈等を行いましょう。
- ・巣穴があった場合には寄生ノミ対策のため殺虫剤を噴霧しましょう。
- ・餌となる食品の残さの回収及びゴミ箱への侵入防止策又は撤去を行いましょう。

【お問合せ先】

横浜港保健衛生管理運営協議会事務局

横浜検疫所検疫衛生課 電話045-201-4457